

北海道函館盲学校・北海道函館聾学校創立130周年記念事業協賛会会則

第1条（名称）本会は北海道函館盲学校・北海道函館聾学校創立130周年記念事業協賛会と称し、事務局を北海道函館聾学校におく。

第2条（目的）本会は北海道函館盲学校・北海道函館聾学校が主催する北海道函館盲学校・北海道函館聾学校の創立130周年を記念して行われる記念行事・事業に協賛し、協力、支援することを目的とする。

第3条（組織）本会は、次に該当する団体をもって組織する。

- (1) 北海道函館盲学校PTA
- (2) 北海道函館聾学校PTA
- (3) 北海道函館盲学校同窓会
- (4) 北海道函館聾学校同窓会
- (5) 函館盲聾教育後援会

第4条（事業）本会は第2条の目的を達成するために、次の行事・事業を資金面において援助する。この事業の推進に当たっては、北海道函館盲学校・北海道函館聾学校において実行委員会を組織しその任に当たる。

- (1) 記念式典
- (2) 記念誌の発行
- (3) 記念事業（記念品作成等）
- (4) その他、必要な事項

第5条（役員）本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 会長（1名） | 函館盲聾教育後援会会長 |
| (2) 副会長（2名） | 函館盲学校PTA会長、函館聾学校PTA会長 |
| (3) 理事（6名） | 函館盲聾教育後援会副会長
函館盲学校同窓会会長、函館聾学校同窓会会長
函館盲学校長、函館聾学校長 |
| (4) 事務局長（1名） | 函館聾学校教頭 |
| (5) 事務局次長（1名） | 函館盲学校教頭 |
| (6) 会計（2名） | 函館盲学校事務長、函館聾学校事務長 |
| (7) 監事（2名） | 函館盲聾教育後援会監査 |

第6条（役員の任務） 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 理事は会務を執行する。
- (4) 事務局長は事務局を統括する。事務局次長はそれを補佐する。
- (5) 会計は金銭出納の事務を処理する。
- (6) 監事は本会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第7条（役員の任期） 役員の任期は、本会の事業の完結までとする。

第8条（会議） 本会の審議機関として次の会議を設ける。

- (1) 総会は、本会の最高議決機関であり、事業計画の大綱及び予算決算の承認、会則の制定改廃、その他必要な事項を審議決定する。ただし、役員会をもって総会にかえることができる。
- (2) 役員会は、会長、副会長、理事、事務局長、事務局次長、会計、監事で構成し、総会への提案事項及び本会の事業遂行上の必要事項について審議検討する。

第9条（その他） この会則に定めるものの他、本会の事業遂行上必要な事項は役員会の審議を経て会長が別に定めることができる。

付 則 Ⅰ この会則は令和6年7月3日より施行する。

【令和6年度 役員】

会 長	函館盲聾教育後援会会長	島津 彰
副会長	函館盲学校PTA会長	由利 里美
	函館聾学校PTA会長	福寿 ひとみ
理 事	函館盲聾教育後援会副会長	久保 俊幸
	函館盲聾教育後援会副会長	田近 信雄
	函館盲学校同窓会会長	池田 サラジェーン
	函館聾学校同窓会会長	仲尾 芳則
	函館盲学校長	井上 敬
	函館聾学校長	門真 義弘
事務局長	函館聾学校教頭	橋谷 利崇
事務局次長	函館盲学校教頭	坪川 寛司
会 計	函館盲学校事務長	加藤 秀昭
	函館聾学校事務長	佐々木 謙爾
監 事	函館盲聾教育後援会監査	國立 金助
	函館盲聾教育後援会監査	須藤 由司

【事業計画】

協賛会の援助により実施する事業

1. 記念式典実施

令和7年10月25日(土) 午後 会場：函館聾学校

2. 記念誌発行

両校児童生徒及び教職員、関係機関等に配付

3. 記念品(クリアファイル)作成・配付

両校児童生徒及び教職員、盲聾教育後援会会員、関係機関等に配付

4. 祝いの餅または菓子配付

両校児童生徒及び教職員等